

(続紙 1)

京都大学	博士（情報学）	氏名	山崎 栄一
論文題目	自然災害時における個人情報の保護・活用をめぐる政策法務		
(論文内容の要旨)			
災害時における個人情報の保護・活用について、新たな展開が起こっている。一つは、災害時要援護者に関する個人情報の収集・共有（＝要援護者情報の収集・共有）に関する政策法務が成熟を迎えたということである。もう一つは、被災者の生活再建支援に係る個人情報の収集・共有（＝被災者台帳システムの構築）に関する政策法務が新たに出現したということである。 本研究は、共同研究によってこれらの政策法務の実態調査に関わった成果を踏まえて、要援護者情報の収集・共有ならびに被災者台帳システムの構築に関する網羅的・体系的な整理・分析を試みるものである。その過程の中で、これらの個人情報の収集・共有の実態把握とそれに対応する個人情報保護条例の運用・解釈の解明が重要な作業となった。 1) 政策法務に関する既往の研究、文献レビュー 要援護者情報の収集・共有のあり方に大きな影響を及ぼしている、国・自治体によって策定されたガイドラインならびにその解説書・事例集についてレビューを行った。さらに、要援護者情報の収集・共有ならびに被災者台帳システムの構築に関する研究のレビューを行った。要援護者情報の収集・共有に関する政策法務の研究は少数存在するものの、被災者台帳システムの構築に関する政策法務の研究については、全く行われてこなかった。 レビューの結果、自然災害時における個人情報の保護・活用をめぐる政策法務に関する研究が、積極的に展開されていない重要な分野であることが明らかとなった。 2) 要援護者の避難支援の担い手と個人情報保護 要援護者情報の収集・共有に関する政策法務について、ガイドラインに示している要援護者情報の収集・共有の「三方式」が、多様かつ複雑に展開されている政策法務の現状に対応し切れていないことを指摘した。要援護者情報を「潜在情報」「存在情報」「支援情報」に分類し、要援護者情報の収集・共有のパターンを整理づけたのち、要援護者情報と個人情報保護法制に関する網羅的・体系的な整理・分析を行った。その結果、要援護者情報の収集・共有のあり方に関する議論の再構成ならびに明確化を図ることができた。			

3) 被災者台帳システムの構築と個人情報保護

被災者台帳システムの構築に関する政策法務について、災害前にシステムを構築しておく必要性があるのにもかかわらず、政策法務が複雑であり、なおかつ政策法務論が欠如しているために構築が促進されないことを指摘した。そこで、被災者台帳システムを構成する台帳を「平常時台帳」「災害時台帳」等に分類し、各台帳の性質を明確にしたのち、被災者台帳システムと個人情報保護法制に関する網羅的・体系的な整理・分析を行った。その結果、被災者台帳システムの構築に欠かせない政策法務上のテキスト・マニュアル作成に向けての理論的基盤を確立することができた。

4) まとめ

以上、要援護者情報ならびに被災者台帳システムの両分野において、網羅的・体系的な整理・分析を行った結果、両分野に潜んでいる違法リスクを指摘し、対応策の提示をはかるとともに、被災者台帳システムの構築に関する政策法務論を新たに展開することで、将来的なシステム構築に向けての準備的な作業を行うことができた。最後に、今後の巨大災害に向けての課題を提起している。

この成果は、今後の自然災害時における個人情報の保護・活用についての有用な情報として参照され得るものである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、効果的な被災者支援を実現するために、個人情報ともしっかりと複雑に係る、①応急対応期の要援護者支援、②復旧・復興期の被災者生活再建支援の2つの業務を対象として、どのような政策法務上の手続をすべきかについて論じたものである。

本論文は、以下のような特徴と意義を有するものであって、相当程度の水準の調査結果ならびに研究成果をまとめたものであると評価することができる。

1) 要援護者情報については全国の自治体がさまざまな収集・共有形態を示している点において、被災者台帳システムについては多数の台帳をシステムとして把握する必要がある点において、双方とも複雑な政策法務論が展開される要素をはらんでいたが、本論文において、網羅的・体系的な整理・分析を行ったことにより、既存のテキスト等ではなされていなかった課題設定や問題点の指摘を行うことで、これまでは未開拓であった分野の理論的基盤を構築するに至っている。

2) 整理・分類の過程において、要援護者情報に関しては、「潜在情報」「存在情報」「支援情報」といった独自の分類を行っており、既存のガイドラインに示している要援護者情報の収集・共有の「三方式」の問題点を鋭く指摘している。また、被災者台帳システムに関しては、「平常時台帳」「災害時台帳」「被災情報台帳」「個別支援台帳」「総合支援台帳」といった独自の分類を行っており、システム構成する台帳の特徴を明確なものにしている。

3) 要援護者情報の収集・共有ならびに被災者台帳システムの構築の場面において想定される、違法リスクの指摘とそれに対する対応策を提示しているが、現場の政策法務上、重要な示唆であって、個人情報保護条例の解釈にばらつきが見られることを前提としつつ、リスクの種類・症状・対策にまで言及をしている点に、その有用性・実践性を見いだすことができる。

4) 被災者台帳システムに関する政策法務論の新たな構築によって、今後想定される首都直下地震をはじめとする巨大災害に対して有効な対策を提示することができたということである。たとえば、複雑な政策法務に耐えうるテキスト・マニュアルの作成の必要性、巨大災害がもたらす市町村レベルを超えて情報共有への対応、被災者台帳システムと電子自治体の親密性といった指摘は、申請者の当該テーマに関する先見性を証明するものである。

また、本論文のベースになっている4論文は、すでにレフリー付き学術雑誌に掲載されていることも、本論文が一定の学術水準に達していることを傍証するものである。

以上、本論文の研究は、要援護者情報ならびに被災者台帳システムの両分野において、網羅的・体系的な整理・分析を行った結果、両分野に潜んでいる違法リスクを指摘し、対応策の提示をはかるとともに、被災者台帳システムの構築に関する政策法務論を新たに展開することで、将来的なシステム構築に向けての準備的な作業を行うことができた。この成果は、今後の自然災害時における個人情報の保護・活用についての有用な情報として参照されるべきものであると考える。

よって、本論文は、博士（情報学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成23年2月9日に論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。